

(契約の目的)

第1条 受注者は発注者の所有する衛生研究所において、必要な修繕（以下「業務」という。）を行う。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、仕様書に示した内容とする。

(実地調査等)

第3条 発注者が必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、受注者に対して所要の報告又は資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 受注者は業務の一部を第三者に請け負わせるときは、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を、あらかじめ発注者に通知しなければならない。

(管理責任)

第7条 受注者はその責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者から必要な助言又は指示を受け、受注者の責任においてその損害を処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(天災その他不可抗力による損害)

第8条 暴風、豪雨、地震、火災等の自然的又は人為的な事象であって、発注者受注者双方の責めに帰すべからざるものにより、修繕の出来方部分に損害を生じたときは、発注者受注者で協議して負担額を定めるものとする。なお、天災その他の不可抗力によって、管理業務上損害が認められた場合において受注者が善良なる管理者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害の全部又は一部を受注者に請求することができるものとする。

(業務の内容変更)

第9条 発注者はこの契約締結後、天災地変その他やむを得ない事情があると認めるときは、受注者と協議して契約の内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の保証)

第10条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第34条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあつては、直ちにその保険証券を発注者へ寄託するものとする。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約

金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 発注者が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 6 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。
- 7 受注者が現金で契約保証金を納付した場合で、発注者が当該委託業務が問題なく履行されたと認められた時、発注者は、契約保証金を受注者へ返還するものとする。その場合の返還の支払日は、契約代金の支払日と同日とする。

（秘密の保持）

第11条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が満了した後又はこの契約を解除した後も、同様とする。

- 2 受注者は、全ての業務従事者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、前条の規定により発注者が承諾した再委託の相手方に、前2項の規定を遵守させなければならない。

（損害の賠償等）

第12条 受注者は業務上で次の事項が発生したときは、発注者の責めに帰する理由による場合のほか、その賠償責任を負わなければならない。

- (1) 管理不完全により、発注者に損害を与えたとき。
- (2) 発注者の財産を毀損又は滅失したとき。
- (3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼしたとき、又はその財産に損害を与えたとき。

（検査検収）

第13条 受注者は、仕様書等に基づき修繕を実施するものとし、業務完了後、速やかに完成届（関係写真を含む。）を発注者に提出して、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項に定める完成届の提出を受けたときは、速やかに検査及び検収を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果、必要な措置を命ぜられたときは、直ちにそれを行い、再検査を受けなければならない。再検査は前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

（契約金額の支払）

第14条 受注者は前条に規定する検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求し、発注者は適法な請求を受理した日から30日以内に、相模原市指定金融機関において支払うものとする。

（契約不適合責任期間）

第15条 受注者は発注者の検査合格後1年の契約不適合責任を負わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第16条 受注者の責に帰する理由により、発注者の指定する期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算出した金額とする。

(発注者の契約解除権)

第17条 発注者は次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められ、またこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 受注者の従業員が業務実施中に公序良俗に反する行為又は犯罪行為等を行ったとき。

(5) 受注者の責めに帰する理由により、甚だしく社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(6) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。

(7) 前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき、又は故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

(8) 正当な理由によって、受注者が契約解除を申し出たとき。

2 前項第8号を除き契約を解除した場合は、発注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から徴収する。

3 受注者は発注者から請求された違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項各号により、契約を解除する場合は、それぞれ文書をもって事前に予告しなければならない。ただし、第1項第4号に該当する場合は即刻解除することができる。

5 受注者は第1項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、発注者に対してその損害を請求できないものとする。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第18条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第10条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 受注者は契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 発注者は受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の100分の10に相

当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 受注者は第1項の定めによる契約の解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(受注者の契約解除権)

第21条 受注者は発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反し、その違反により業務を処理することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(環境配慮事項)

第22条 受注者は、「相模原市環境方針」の趣旨を踏まえ、この契約の履行において使用する資機材は、可能な限り環境配慮製品を使用するものとし、省資源、省エネルギー及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。